

通所リハビリテーションサービス
重要事項説明書及び契約書

医療法人浩然会 指宿浩然会病院
通所リハビリテーション

重要事項説明書及び契約書

(利用者)

様

(事業者) 指宿浩然会病院通所リハビリテーション

第1条 (通所リハビリテーションサービス・介護予防通所リハビリテーションサービスの目的)

指宿浩然会病院通所リハビリテーション(以下、事業所という)は、利用者

様

(以下、利用者という)に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより心身の機能の維持回復を図るための支援(通所リハビリテーションサービス)を提供します。

第2条 (指定を受けているサービス及び事業所概要)

事業者名称	指宿浩然会病院 通所リハビリテーション		
代表者氏名	理事長 大重 太真男		
所在地 (連絡先及び電話番号)	鹿児島県指宿市十町1130		
	(電話番号)	0993-22-3295	
	(ファクス番号)	0993-23-4093	
都道府県知事 許可番号	4611010259		
管理者氏名	大重 和典		
通常の実施地域	指宿市		
	(但し、利用者からの要望が強く当事業所の対応が可能な場合は、この限りではない)		
営業日	月～土曜日 祝日(年末年始を除く)		
営業時間	午前8時30分～午後5時00分(送迎時間を除く)		
利用定員	40名(介護通所リハビリテーションと一体的に運営)		
標準の時間区分	6時間以上 7時間未満		
	(利用者の状況により6時間未満の対応も相談に応じます。但し、送迎時間、希望人数などによりお受けできない場合があります。)		
給付単位 (通常規模事業所算定)	要介護 1		715単位/日
	要介護 2		850単位/日
	要介護 3		981単位/日
	要介護 4		1,137単位/日
	要介護 5		1,290単位/日
サービス区分内容	入浴介助加算(Ⅰ)		40単位/日
	リハビリマネジメント加算(Ⅰ)	6ヶ月以内	560単位/月
		6ヶ月超	240単位/月
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の8.6%/月
	中重度者ケア体制加算		20単位/日
	重度療養管理加算(厚生労働大臣が定める状態にある要介護3・4・5の方)		100単位/日
	短期集中個別リハビリテーション実施加算 *退院(所)又は認定日から起算して3ヶ月以内		110単位/日
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22単位/日
	送迎が実施されない場合		47単位/片道の減算
	給付費単位	要支援 1	
要支援 2			4,228単位/月
サービス区分内容	サービス提供体制強化(Ⅰ)	要支援 1	88単位/月
		要支援 2	176単位/月
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の8.6%/月
介護保険外費用	食事代	509円/1食	紙オムツ代 実費
	創作活動費	153円/月	衛生材料 実費

第3条 (利用者の要介護状態区分等)

- 1 あなたの契約日時点における要介護状態区分は、 _____ です。
- 2 その要介護認定有効期間は _____ から _____ までです。

第4条 (契約期間)

- 1 この契約は _____ から成立します。
利用者からの申し出がない限り自動更新されるものとします。

第5条 (契約の終了)

次のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 利用者の要介護状態が自立、又は要支援と認定された場合。
- 2 利用者が死亡した時
- 3 第6条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 4 第7条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 5 利用者が介護保険施設へ入所した場合

第6条 (利用者の解約権)

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、14日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に、契約は解除されます。

第7条 (事業者の解約権)

事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者に対して14日以上予告期間を持ってこの契約を解除することができます。

- 1 正当な理由なく、利用料その他支払うべき費用を3ヶ月以上滞納した時。
- 2 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第1条に定めるこの通所リハビリテーションサービス利用契約の目的を達することが不可能となった時。

第8条 (通所リハビリテーションサービス・介護予防通所リハビリテーションの基本内容)

サービス区分と種類		サービス内容
利用者宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
日常生活上の世話	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、オムツ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車椅子への移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
リハビリテーション	個別リハビリテーション	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士が個別リハビリ訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味、趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

第9条 (通所リハビリテーションサービス・介護予防通所リハビリテーションの基本方針)

- 1 事業者は、居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努め、利用者に対し適切なサービスを提供するよう体制を整えます。
- 2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、通所リハビリテーションサービスの目標を設定し、医師の指示及び第11条に規定する通所リハビリテーション計画に基づき計画的に行います。
- 3 事業者は、提供する通所リハビリテーションサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、適切な介護技術をもって通所リハビリテーションサービスの提供を行います。
- 4 事業者は、利用者の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 5 事業者は、親切丁寧に通所リハビリテーションサービスを提供し、利用者及び利用者の家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように説明又は指導を行います。
- 6 当事業所では認知症のある方についても他の利用者と同様に親切、丁寧を旨としたケアを心がけております。しかし不幸にして認知症状が強く自傷行為(ご自身への危害)や他害行為(他の利用者への危害があること)、その他迷惑行為がある場合、又徘徊等の行為により施設から出てしまい事故に巻き込まれてしまうなどの危険性がある場合、職員の努力にもかかわらず対応が困難な時は、利用をお断りせざるを得ない場合があります。またこのような場合、担当ケアマネジャーとも相談の上適切な対応を行いません。

第10条 (居宅介護支援事業者等との連携)

事業者は、利用者に対して通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり居宅介護支援事業者及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第11条 (通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画の作成・変更)

- 1 事業者のサービス提供責任者は、居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)の提供する居宅サービス計画書(ケアプラン)をもとに、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて保険医療機関と連携をとり、通所リハビリテーション計画を作成します。
- 2 通所リハビリテーション計画には、通所リハビリテーションサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 事業者のサービス提供責任者は通所リハビリテーション計画作成後も当該計画の実施状況を把握し利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該通所リハビリテーション計画の変更を行います。
- 4 通所リハビリテーション計画書は担当の居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)に報告し連携を図ります。

第12条 (居宅サービス計画変更の援助)

- 1 事業者は利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業所に連絡するなど必要な援助を行います。
- 2 事業者は、通所リハビリテーション計画の変更に際して、居宅サービス計画(ケアプラン)の変更が必要となる場合は、速やかに居宅介護支援事業所に連絡するなど必要な援助を行います。

第13条 (通所リハビリテーションサービス・介護予防通所リハビリテーションの提供記録)

- 1 事業者は、利用者に対して通所リハビリテーションサービスを提供する毎に、当該サービスの提供日内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、居宅介護支援事業所が作成するサービス提供票に記載します。
- 2 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも1項に規定する書面その他事業者に対する通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。但し、謄写に際して、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第14条 (利用料等)

- 1 利用者は、事業者から介護保険適用の通所リハビリテーションサービスを受ける場合、事業者に対し、原則として、利用料の1割を支払って頂きます。但し、介護保険法令に基づいて、利用者が、保険給付を償還払い(一旦利用者が事業者に対し全額を支払い、その後利用者は市町村から9割分の払戻しを受ける支払方法)の方法で受ける場合には事業者に対し、利用料の全額を支払って頂きます。
- 2 利用者は、事業者から介護保険の適用を受けない通所リハビリテーションサービスを受ける場合、事業者に対し、利用料の全額を支払って頂きます。
- 3 事業者は、利用者に対し、毎月15日までに、前月のサービスの提供日、サービスの内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付してお渡しします。請求書には、①利用者が利用した通所リハビリテーションサービスの、利用回数、利用単位の内訳介護保険適用の有無を明示します。
- 4 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行します。領収書には、事業者が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

第15条 (緊急時の対応)

- 1 事業者は、通所リハビリテーションサービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。
- 2 前項の場合、事業者は、別紙「通所リハビリテーション契約書」記載の緊急連絡先に連絡します。
- 3 非常災害時は、医療法人浩然会 指宿浩然会病院で定めてある消防計画に則り、利用者の安全を期するものとします。

第16条 (虐待防止)

- 1 事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案の発生の防止等に取り組むにあたって、「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2 虐待を防止するための指針を整備する。
 - 3 事業所は、従業者に対し高齢者虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
 - 4 1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査に協力するよう努めるものとする。

第17条 (身体拘束等の禁止)

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りませす。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りませす。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合には、直ちに身体拘束を解きます。

第18条 (秘密の保持と個人情報の保護について)

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者には漏らしませす。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませす。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませす。</p> <p>②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p> <p>④コンプライアンスの観点から第三者評価機関等への開示が求められた場合及び研修・実習生の養成を目的として使用する場合があります。</p>

第19条（業務継続計画の策定）

- 1 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条（苦情処理）

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供された通所リハビリテーションサービスに苦情がある場合、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会などの苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、利用者が1項又は2項の苦情申立を行った場合、これを理由として利用者に対して何らかの差別待遇も致しません。
- 4 事業者は、利用者から提供した通所リハビリテーションサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

●要望又は苦情等の申出●

1. 医療法人浩然会 指宿浩然会病院 通所リハビリテーション
所在地 : 鹿児島県指宿市十町1130番地
電話番号 : 0993-22-3295
受付時間 : (月)～(日) 8:30～17:00
管理者 : 大重 和典
2. 県 庁 保健福祉部介護福祉課
所在地 : 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号 : 099-286-2674
受付時間 : (月)～(金) 9:00～17:00
3. 国民健康保険団体連合会（国保連）
所在地 : 鹿児島市鴨池新町7番4号
電話番号 : 099-206-1084
4. ①指宿市役所指宿庁舎 長寿介護課
所在地 : 指宿市十町2424番地
電話番号 : 0993-22-2111
受付時間 : (月)～(金) 8:30～17:00

②鹿児島市 喜入支所 喜入保健福祉課
所在地 : 鹿児島市喜入町7000番地
電話番号 : 0993-45-1111
受付時間 : (月)～(金) 8:30～17:00

第20条（通所リハビリテーション従事者の研修）

通所リハビリテーション事業所の管理者は、看護・介護職員などの従業員に対し必要な研修を適切に行ない、資質の向上に努めよりよいサービスの提供向上に努めます。

第21条（契約外事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し利用者、利用者の家族、及び事業者の協議により定めます。

第22条（事業計画等閲覧）

利用者又は家族で通所リハビリテーション事業計画の閲覧を希望される場合は開示します。